

多摩南部成年後見センター構成 5 市による成年後見制度利用促進計画の策定について

1 計画策定の背景・経緯

成年後見制度は、平成 12 年 4 月 1 日に介護保険制度とともに開始された認知症、知的障がい、精神障がい等により財産の管理や日常生活等に支障がある方を保護するための制度である。

成年後見制度は、後見人による財産管理の側面が重視され、利用者がメリットを実感できる制度・運営となっていなかった等の理由により、制度が十分に利用されていないという現状がある。

このような現状を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「法」という。）が平成 28 年 5 月 13 日に施行され、法第 12 条第 1 項の規定により、政府は、平成 29 年 3 月 14 日に成年後見制利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定し、市町村は、法第 14 条第 1 項の規定により、基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

狛江市では、平成 15 年 7 月 1 日に当市ほか、調布市、日野市、多摩市及び稲城市（以下「構成市」という。）を社員とする一般社団法人多摩南部成年後見センター（以下「センター」という。）を設立し、センターで構成市の成年後見人、保佐人及び補助人並びに任意後見人の事務等を実施してきた経緯を踏まえ、多摩南部成年後見センター構成 5 市による成年後見制度利用促進計画を策定する。

2 計画策定期間

平成 32 年 3 月 31 日まで

3 計画策定方法

構成市が成年後見制度利用促進計画策定支援委託契約に係る経費（構成市ごとに 1,121 千円）をセンターに負担金の一部として拠出し、センターが計画策定の事務局として、計画の策定を進める。

計画策定に当たっては、センターには計画策定のノウハウがないため、各市へのヒアリング、計画書の作成、印刷等の業務をコンサルタント事業者へ委託する。委託事業者としては、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（以下「手引き」という。）の委託事業者を予定している。

4 計画策定体制

(1) 計画策定外部委員会

ア 外部委員

- (ア) 西田 雄次（元調布市福祉健康部長、座長）
- (イ) 池田恵理子（社会福祉士）
- (ウ) 大口達也（高崎健康福祉大学社会福祉学科助教）
- (エ) 倉持 香苗（日本社会事業大学講師）
- (オ) 進藤 美左（調布市障害者親の会理事）

イ 開催回数・時期

3回（8月上旬、10月中旬、12月中旬）

(2) 構成市策定委員会

ア センター長、副センター長及び構成市の課長級の職員

イ 開催回数・時期

6回（4月中旬、6月下旬、7月中旬、10月下旬、他2回は時期未定）

5 計画策定指針

(1) 計画期間

第1期 4年間（平成32年度から平成35年度まで）

第2期以降5年間

(2) 計画の構成

ア 先進市の成年後見利用促進計画の章立てを参考にする。

イ 手引きで示された成年後見制度の利用に係るフロー図を参考に構成市とセンターの現状の課題を踏まえた5市共通の施策を記載するが、各施策の具体的な実施時期等は記載しない。

ウ 各施策の具体的な実施時期、各施策に係る具体的な事業とその実施時期については、5市ごとに実施計画等を策定した上で、記載することとする。

狛江市では、平成32年度に狛江市第4次地域福祉計画の中間見直しを実施する予定であり、中間見直しの際に、実施計画に相当する内容を地域福祉計画に記載する予定である。

6 計画策定のスケジュール

別紙（多摩南部成年後見センター構成市成年後見利用促進計画の策定スケジュールについて）のとおり

